



令和 7 年 9 月 1 日

議 案 参 考 資 料

9 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 10 号 常総市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

この条例は、非常勤特別職である総合計画審議会委員につきまして、市の最上位に位置する総合計画に関し、幅広い立場と目線から必要な調査及び審議を行えるように、これまで以上に幅広い区分の関係者へ委嘱するため、委員の区分の見直しを行おうとするものです。

委員の次期委嘱に当たっては、総合計画の 7 つの分野の大綱を踏まえて、産業、学術、行政、金融、労働、土業、福祉、地域、子育て、文化、市民等の分野からそれぞれ専門的な立場の方に依頼することとしています。

なお、市議会議員の委員の区分に関しては、従前のとおり位置づけます。

○常総市総合計画審議会設置条例

昭和 41 年 6 月 28 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の諮問に応じ、市の総合計画及び広域行政の実施に関し必要な調査及び審議を行うため、常総市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会の議員

~~(2) 教育委員会の委員~~

(2) 関係行政機関の職員

~~(3) 農業委員会の委員~~

~~(4)~~ (3) 市職員

~~(5)~~ (4) 公共的団体等の役員又は職員

~~(6)~~ (5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を、あらかじめ委

員に通知しなければならない。

第 6 条 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(水海道市新市建設審議会設置条例の廃止)

- 2 水海道市新市建設審議会設置条例（昭和 32 年水海道市条例第 2 号）は、廃止する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 3 石下町の編入の日前に、現に第 2 条第 2 項の規定により任命されている委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

中略

附 則（平成 23 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 11 号 友好都市の提携について

千葉県山武市とは、平成 31 年 4 月に「災害時における相互応援に関する協定」を締結以降、災害時の人的・物的支援をはじめ、地域イベントなどを通じて着実に交流を重ね、両市の信頼関係を築いてまいりました。

本議案は、そうした既存の連携関係をさらに発展させ、文化、スポーツ、産業、経済、教育、防災など多岐にわたる分野での交流を一層促進し、住民同士のつながりを促進していくことを目的とし、その実現に向けて、当市としては初めてとなる友好都市の提携を行うものです。

友好都市を提携することにより、両市の持続可能な発展に資する新たな取り組みが可能となるとともに、地域の魅力や課題を共有しながら、互いに学び合い支え合う関係の構築が期待され、提携後は、各分野においてさまざまな形で交流を想定しております。

常総市・山武市 友好都市協定書
(案)

常総市と山武市は、今日に至るまで、郷土の文人である長塚節と伊藤左千夫の親交を称え交流を育むとともに、平成 31 年 4 月 11 日に「災害時における相互応援に関する協定」を締結して災害時応援やイベント交流を通じてつながりを深めてきました。

こうしたつながりを大切にし、互いの地域性や文化を尊重しつつ、さらに絆を深め、末永い友好関係を築くとともに、文化交流、災害時相互応援を深化させ、教育・スポーツ、産業振興等の幅広い分野における住民相互の交流を促進し、両都市の持続可能な発展を図るため、ここに友好都市協定を締結します。

令和〇年〇月〇日

常総市長

常総市議会議長

山武市長

山武市議会議長

◎議案第 12 号 財産の取得に係る議決事項の変更について

取得するＬＥＤ照明，節水栓及び空調設備については，令和２年４月１６日に東芝エレベータ株式会社、みずほ東芝リース株式会社、エルティールライト株式会社、モリタニ・ダイキン株式会社、有限会社ワークハード企業共同体と契約期間の１５年間で分割して支払うエネルギーサービス契約を締結しております。また，令和２年７月１日に対象施設の追加による財産の種類及び数量の変更に伴い，変更契約を締結しております。

当該契約に基づくＬＥＤ照明，節水栓及び空調設備の取得については，議会の議決に付すべき財産の取得に該当することから，令和７年６月定例会議にて財産の取得に係る議案を提出し，議決をいただいたところです。

今回，令和７年３月末をもって閉校となった鬼怒中学校を学校法人早稲田学園に売却したため，鬼怒中学校を事業対象施設から削除する仮契約を締結いたしました。これにより，契約金額は４億９５万円から３億８千９百６８万１千８百２０円となり，１千百２６万８千百８０円の減額となることから，議会の議決を経た事項に変更が生じるため議会の議決をお願いするものです。

エネルギーサービス契約書（第 2 回変更）

令和 2 年 4 月 16 日付けで常総市（以下「甲」という。）と東芝エレベータ株式会社、みずほ東芝リース株式会社、エルティールライト株式会社、モリタニ・ダイキン株式会社、有限会社ワークハード企業共同体（以下「乙」と総称する。）との間で締結したエネルギーサービス契約書（以下「原契約書」という。）及び令和 2 年 7 月 1 日付けで甲と乙との間で締結したエネルギーサービス契約書（第 1 回変更）（以下「第 1 回変更契約書」という。）の一部を次のように変更する契約（以下「本契約書」という。）を締結する。

ただし、この契約は市議会の議決前は仮契約とし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 18 号）」により議会の議決を受けたときは、これを本契約とみなす。

（履行場所の変更）

第 1 条 令和 7 年 9 月 30 日付けで常総市立鬼怒中学校の E S C O 契約を解約精算するため、第 1 回変更契約書第 1 条の規定による別添「対象施設一覧（第 1 回変更）」を本契約書末尾の別添「対象施設一覧（第 2 回変更）」のとおり改める。

（契約金額の変更）

第 2 条 第 1 回変更契約書第 2 条第 3 号を次のとおり改める。

(3) 契約金額

ア 総支払限度額 金 354,256,200 円

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

イ 年度別支払限度額 金 23,324,400 円

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

（包括的エネルギー管理計画書の変更）

第 3 条 第 1 回変更契約書第 3 条の規定による別添「包括的エネルギー管理計画書（第 1 回変更）」を本契約書末尾の別添「包括的エネルギー管理計画書（第 2 回変更）」のとおり改める。

（ベースラインの変更）

第 4 条 第 1 回変更契約書第 4 条中「金 78,639,914 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）」を「金 75,227,420 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）」に改める。

（削減予定額及び削減保証額の変更）

第 5 条 第 1 回変更契約書第 5 条の規定中「金 24,745,059 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）」を「金 23,736,003 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）」に改める。

(契約の効力発生日)

第6条 本契約書の効力は、令和7年10月1日より発生する。

(中途解約精算額)

第7条 令和7年9月30日付けで中途解約となる常総市立鬼怒中学校分の精算額は、金9,248,400円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)とする。

(中途解約精算額の支払期日)

第8条 甲は、乙の請求に基づき、前条に規定する中途解約精算額を令和7年10月31日までに支払うものとする。

(原契約の適用)

第9条 本契約書に記載のない事項については原契約書に従うものとする。

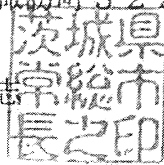
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7 年 7 月 31 日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町 3-2-2 番地 3

氏名 常総市

常総市長 神達 岳志



乙 住所 東京都品川区大井 1-28-1

氏名 東芝エレベータ株式会社、みずほ東芝リース株式会社、エルティール
イト株式会社、モリタニ・ダイキン株式会社、有限会社ワークハード
企業共同体

代表事業者

東芝エレベータ株式会社 東京支社

支社長 塩路 孝也

構成事業者

みずほ東芝リース株式会社

代表取締役 西山 隆憲

構成事業者

エルティールイト株式会社

取締役社長 初山 英樹

構成事業者

モリタニ・ダイキン株式会社

代表取締役社長 大浜 啓男

構成事業者

有限会社ワークハード

代表取締役 福本 幸夫

【別紙】

対象施設一覧（第2回変更）

	施 設 名 称	所 在 地	備 考
1	水海道小学校	常総市水海道天満町2516番地1	
2	大生小学校	常総市平町415番地1	
3	五箇小学校	常総市上蛇町1508番地	
4	三妻小学校	常総市中妻町4146番地	
5	大花羽小学校	常総市大輪町386番地1	
6	菅原小学校	常総市大生郷町1615番地	
7	豊岡小学校	常総市豊岡町丙3362番地	
8	絹西小学校	常総市坂手町7303番地3	
9	菅生小学校	常総市菅生町4711番地	
10	岡田小学校	常総市向石下1020番地	
11	玉小学校	常総市若宮戸794番地	
12	石下小学校	常総市新石下1907番地1	
13	豊田小学校	常総市豊田2246番地	
14	飯沼小学校	常総市鴻野山859番地1	
15	水海道中学校	常総市小山戸町61番地	
17	水海道西中学校	常総市豊岡町乙1005番地1	
18	石下中学校	常総市本石下1000番地1	
19	石下西中学校	常総市杉山910番地1	
20	石下庁舎	常総市新石下4310番地1	
21	生涯学習センター	常総市水海道天満町468番地	
22	地域交流センター	常総市新石下2010番地	

◎議案第 13 号 常総市消防団条例の一部を改正する条例について

本案は、毎年 9 月及び 3 月の 2 回に分けて支給している消防団員への報酬について、年 1 回の一括支給に改める改正を行うためこれを提出するものです。

消防団員への報酬は、条例で定める金額を支給しており、年額、団長は 17 万 3 千円、副団長は 11 万 5 千円、分団長は 9 万 2 千円、副分団長は 7 万 5 千円、班長は 5 万 5 千円、団員は 4 万 1 千円と階級に応じ金額が異なっております。また、年間 5 万円未満の報酬は非課税、5 万円以上は課税対象とすることや、年度初めに多い階級の昇格、降格や年度途中の入団、退団があるほか、各分団 5 名の機関員には、年額 1 万 2 千円の報酬を支給しております。これらの様々な支給に関する要件は非常に複雑となっており、事務処理に時間を要しているところ です。

従来の年 2 回の支給では、支給時期ごとにこれらの事務処理を行う必要があり、その都度調整や手続きが煩雑となっておりました。これに対し、事務処理の効率化及び予算管理の観点から、毎年 3 月、年 1 回の一括支給とすることで、資金の流れが明確になり、予算執行の計画性が向上するほか事務負担も軽減されることとなります。結果として、消防団員への確実な報酬支払いが可能となり、持続可能な地域防災体制の構築に資することとなります。

なお、令和 7 年 4 月 1 日現在の報酬支給対象となる消防団員数は、349 名おりますので、このことについて十分周知するため、本案の施行は、令和 8 年 4 月 1 日といたします。

○常総市消防団条例

昭和 54 年 3 月 31 日

条例第 10 号

水海道市消防団条例（昭和 39 年水海道市条例第 37 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定による消防団の設置，名称及び区域並びに法第 19 条第 2 項，第 23 条第 1 項，第 24 条及び第 25 条の規定による非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員，任免，給与及び服務等については，この条例の定めるところによる。

（消防団の設置，名称及び区域）

第 2 条 法第 18 条第 1 項の規定により，消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は，次のとおりとする。

名称	区域
常総市消防団	常総市内全域

（消防団員の種別）

第 2 条の 2 消防団員の種別は，基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は，機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は，基本団員の側面的支援その他消防団長（以下「団長」という。）が特に必要と認める活動に従事する消防団員とする。

（定員）

第 3 条 消防団員の定員は，472 人とする。

（任命）

第 4 条 団長及び団長以外の消防団員は，次に掲げる資格を有する者のうちから，団長にあつては消防団の推薦に基づき市長が，団長以外の消防団員にあつては市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 市内に居住し，勤務し，又は通学する者

(2) 年齢 18 歳以上の者

(3) 志操堅固で，かつ，身体強健な者

（欠格条項）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は，消防団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 次条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
(分限)

第 6 条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第 4 条第 1 号に規定する資格を有しなくなったとき。

(懲戒)

第 7 条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

(処分の手続)

第 8 条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市規則で定める。

(服務規律)

第 9 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。

ただし、招集を受けない場合であっても、火災、水害その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第 10 条 消防団員は、10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 11 条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 12 条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第 13 条 消防団員には、次の各号に掲げる階級に応じ、当該各号に定める報酬を支給する。ただし、機能別団員には、報酬は支給しない。

- (1) 団長 年額 173,000 円
- (2) 副団長 年額 115,000 円
- (3) 分団長 年額 92,000 円
- (4) 副分団長 年額 75,000 円
- (5) 班長 年額 55,000 円
- (6) 団員 年額 41,000 円

2 前項に定めるもののほか、消防自動車の機関員には、年額 12,000 円の報酬を支給する。

3 前 2 項の報酬は、毎年 ~~9 月及び 3 月の 2 回に分けて~~ 3 月に 支給する。

4 消防団員が年度の中途において、その職に就いたときにあってはその年度の報酬は、月割計算により支給するものとし、退職、失職又は死亡等によりその職を離れたときにあってはその年度の報酬は、その当月までの分を月割計算によりその際支給する。

(費用弁償)

第 14 条 消防団員が火災、水害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次の区分により費用弁償を支給する。ただし、全ての消防団員を対象とする出動若しくは訓練又は長期間の出動若しくは訓練の職務に従事したときは、1 人 1 回につき 4,000 円以内で市長が定める額の費用弁償を支給する。

(1) 火災出動費用弁償 次の表に掲げる消防団員の区分に応じ、同表に定める額

区分		費用弁償の額
基本団員	放水した場合	消防自動車 1 台 1 回につき 40,000 円
	放水しない場合	消防自動車 1 台 1 回につき 20,000 円
機能別団員		1 人 1 回につき 4,000 円

- (2) 出動費用弁償 1 人 1 回につき 4,000 円
- (3) 訓練費用弁償 1 人 1 回につき 4,000 円
- (4) 警戒費用弁償 1 人 1 回につき 4,000 円

(5) 前各号に掲げるもののほか、臨時に必要と認める場合 1 人 1 回につき
4, 000 円以内で市長が定める額

2 前項の場合を除き、消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行につき、
費用弁償として常総市の一般職の職員の例により旅費を支給する。

(公務災害補償)

第 15 条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は
公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度心身障害となった場
合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を
補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、市町村消防団員等公務災害補償
条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 25 号）に定めるところに
よる。

(退職報償金)

第 16 条 消防団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合
には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する消防団は、この条例の規定に基づいて設置さ
れたものとみなす。

3 この条例による改正後の水海道市消防団条例第 14 条第 2 項の規定は、この
条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につい
ては、なお改正前の水海道市消防団条例第 13 条第 1 項の規定の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

4 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町消防団員の定員、
任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年石下町条例第 19 号。以下「石
下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この
条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日前にした常総市石下消防団の団員の行為に対する懲戒の適用について

は、石下町条例の例による。

- 6 編入日から平成18年3月31日までに限り、常総市石下消防団の団員の報酬及び費用弁償については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

中略

附 則（令和7年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎議案第 14 号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があってはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、国生、岡田、中沼を管轄する常総市消防団第 20 分団の車両及び鴻野山、馬場、大沢新田、栗山新田、馬場新田、大沢を管轄する第 22 分団の車両で、いずれも導入から 20 年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加しているとともに、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、指名競争入札に付し、5 者からの応札の結果、小池株式会社が 5 千 7 百 29 万 5 千 2 百 96 円で落札し、令和 7 年 7 月 24 日に仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新（案）	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成29年度 (2)	水海道	第4分団	2tポンプ	横曽根新田町，笹塚新田町， 大生郷町，大生郷新田町， 五郎兵衛新田町，伊左衛門新田町	H29年度
		第6分団	2tポンプ	中妻町，三坂町	H29年度
令和元年度 (3)	石下	第13分団	2tタンク	本石下	R2年度
		第19分団	2tタンク	篠山，蔵持，蔵持新田	R2年度
		第23分団	2tポンプ	崎房，孫兵エ新田，左平太新田	R元年度
令和2年度 (2)	水海道	第3分団	2tタンク	豊岡町	R2年度
		第10分団	2tタンク	内守谷町	R2年度
令和3年度 (1)	石下	第12分団	2tタンク	原宿，小保川，若宮戸	R3年度
令和4年度 (2)	石下	第16分団	2tタンク	館方，豊田	R4年度
		第18分団	2tタンク	向石下，杉山	R4年度
令和5年度 (1)	石下	第14分団	4tタンク	新石下（六軒除く）	R6年度
令和6年度 (2)	石下	第17分団	2tタンク	本豊田，曲田，六軒	R7年度
		第21分団	2tタンク	古間木，古間木新田， 古間木沼新田，鴻野山新田	R7年度
令和7年度 (2)	石下	第20分団	2tタンク	国生，岡田，中沼	H16年度
		第22分団	2tタンク	鴻野山，馬場，大沢新田， 栗山新田，馬場新田，大沢	H16年度
令和8年度 (2)	水海道	第2分団	2tポンプ	水海道川又町，水海道山田町， 水海道宝町，水海道湊頭町， 水海道諏訪町	H17年度
		第11分団	2tポンプ	菅生町，大塚戸町	H17年度
令和9年度 (2)	水海道	第7分団	2tポンプ	沖新田町，三坂新田町，川崎町， 上蛇町，福二町	H19年度
		第8分団	2tポンプ	小山戸町，中山町，相野谷町， 新井木町，兵町，長助町，箕輪町， 大崎町，十花町，平町，東町	H18年度
令和10年度 (2)	水海道	第9分団	2tポンプ	坂手町	H20年度
	石下	第15分団	4tタンク	大房，東野原，山口，平内，収納谷	H14年度
令和11年度 (1)	水海道	第1分団	2tポンプ	水海道高野町，水海道天満町， 水海道亀岡町，水海道本町， 水海道元町，水海道橋本町， 水海道森下町，水海道栄町	H21年度
令和12年度 (1)	水海道	第5分団	2tポンプ	羽生町，大輪町，花島町	H22年度

物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 消防ポンプ自動車更新事業
(2) 仕 様 仕様書のとおり
(3) 数 量 仕様書のとおり
(4) 契約金額 ￥57,295,296－
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む)
うち取引に係る消費税 ￥5,205,276－
及び地方消費税の額
(5) 納入期限 令和8年3月25日
(6) 納入場所 常総市水海道諏訪町
(7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池（株） と
が次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めたとき又は期限内
に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除
することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異
議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その
数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納
入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し
出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しな
いときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日
数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を
違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契
約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは
契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ること
ができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うもの
とする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第7条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和7年7月24日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長 神 達 岳 志

受注者

茨城県古河市幸町1番45号
小池 隆 武 会 社
代表取締役 小池 昌 平

◎議案第 15 号 常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

本案は、仕事と育児の両立支援のために講ずる措置について、人事院規則が改正されたことに伴い、国との均衡を図るため必要な改正を行うものです。

令和 7 年 4 月に国家公務員の勤務条件等について定める人事院規則が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定められ、柔軟な働き方を選択できるよう支援することとされました。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、地方公務員法の規定により国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、市においても国と同様の措置を講ずることとし、妊娠、出産等の申出をした職員及び 3 歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等の情報を提供すること、当該制度の申出等に係る意向を確認すること等を任命権者の義務として定め、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援することといたします。

○常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 7 年 3 月 28 日

条例第 1 号

水海道市職員の勤務時間に関する条例（昭和 59 年水海道市条例第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条—第 14 条 略

（介護休暇）

第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（~~第 17 条の 2 第 1 項~~第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、常総市職員の給与に関する条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 15 条の 2—第 16 条 略

（療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認）

第 17 条 療養休暇、特別休暇（市規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、常総市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年水海道市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定

による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 常総市職員の育児休業等に関する条例第 20 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

~~第 17 条の 2~~ 第 17 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の~~申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）~~ 請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を

知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

~~第17条の3~~ 第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(水海道市職員の休日及び休暇に関する条例の廃止)

第2条 水海道市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和32年水海道市条例第11号。以下「旧休日休暇条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行前に、水海道市職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において水海道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた休日又は勤務時間の割振りとはみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任命権者

が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

- 4 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成 6 年における年次休暇の日数については、新条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、旧休日休暇条例第 5 条第 1 項に規定する年次休暇の残日数とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第 5 条第 3 項の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第 12 条第 3 項の規定に基づき請求したものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第 4 条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第 17 条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。
- 7 前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。

中略

附 則（令和 7 年条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

附 則（令和 7 年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

◎議案第 16 号 常総市職員の育児休業等に関する条例及び常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、部分休業の取得形態が多様化されたことに伴い必要となる改正を行うものです。

従前の部分休業制度は、小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内において勤務しないことを承認することができるものでした。これにつきまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充する法改正が行われ、従前の取得形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得する形態が設けられ、職員は、いずれかの形態を選択して取得することが可能となりました。1年につき取得できる時間の上限につきましては、人事院規則で定める時間を基準とし、勤務日数10日相当の77時間30分といたします。

また、地方公営企業法に基づく企業職員につきましても、部分休業の取得形態の多様化に対応するための改正を行います。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月26日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに~~第19条第1項及び第2項~~第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第15条 略

（部分休業をすることができない職員）

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数~~及び勤務日ごとの勤務時間~~を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員~~（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）~~）を除く。次条において同じ。）

（~~部分休業~~第1号部分休業の承認）

第17条 ~~部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、必要とされる時間について~~育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間 （以下「育児時間」という。） 又

は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 17 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1）1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 17 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 17 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 7 7 時間 30 分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗

じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 17 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 18 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が~~部分休業~~育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 12 条の規定に基づき、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が~~部分休業~~育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第 18 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 19 条及び第 29 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

~~（部分休業の承認の取消事由）~~

~~第 19 条 第 12 条の規定は、部分休業について準用する。~~

（部分休業の承認の取消事由）

第 19 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 20 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講

じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 21 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（市規則への委任）

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- （水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止）
- 2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 13 号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号）に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

中略

附 則（令和 7 年条例第 7 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の常総市職員の育児休業等に関する条例第 17 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

○常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和 43 年 3 月 27 日

条例第 11 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条—第 14 条 略

（給与の減額）

第 15 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部—~~（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）~~）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 16 条—第 20 条 略

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則（令和 7 年条例第 4 号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条から第 7 条までの規定並びに附則第 4 項から第 8 項まで及び第 10 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

◎議案第 17 号 常総市税条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和 7 年度税制改正による地方税法の改正に伴い、必要となる改正を行うものです。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、合計所得金額が 58 万円を超える大学生年代の 19 歳以上 23 歳未満の親族がいる場合、その納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて減減する仕組みで新たに特定親族特別控除が創設されたことから、同様の規定を整備いたします。なお、施行日は令和 8 年 1 月 1 日となります。

次に、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例規定につきまして、加熱式たばこが紙巻たばこよりも税負担の水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式が見直されました。重量と価格によって加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する現在の課税方式から、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とすることとされたことから、同様の規定を設けるものです。なお、施行日は令和 8 年 4 月 1 日としておりますが、激変緩和措置として令和 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日からの 2 段階で実施する経過措置を設けております。

このほか、納税通知書等の書類の送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合等に行う公示送達の効率化と利便性の向上を図ることから、公示事項をインターネットを利用した方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、市の掲示場に掲示する方法に加え、事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことを可能とする規定を加える改正を行うものです。なお、施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日となります。

○常総市税条例

昭和 33 年 10 月 11 日

条例第 13 号

目次 略

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(課税の根拠)

第 1 条 市税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，法令その他別に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

第 2 条—第 19 条 略

(公示送達)

第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は，公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに，公示事項が記載された書面を常総市公告式条例（昭和 39 年水海道市条例第 33 号）第 2 条に規定する掲示場に~~掲示して行う~~掲示し，又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(災害等による期限の延長)

第 20 条の 2 市長は，広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により，法又はこの条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には，地域，期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は，市長が公示によって行うものとする。

3 市長は，災害その他やむを得ない理由により，申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には，第 1 項の規定の適用がある場合を除き，当該行為をすべき者の申請により，その理由のやんだ日から納税者については 2 月以内，特別徴収義務者については 30 日以内において，当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は，同項に規定する理由がやんだ後速やかに，その理由を記載した書面でしなければならない。

- 5 市長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

(納税証明事項)

- 第20条の3 ~~地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)~~ 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

第20条の4—第24条 略

(市民税の納税義務者等)

- 第25条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもってその事務所又は事業所とする。

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第32条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第49条第9項から第

16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

第26条—第34条 略

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額~~又は扶養控除額~~、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3—第34条の6 略

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で別表に掲げるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するも

のに限る。)

(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定による寄附金を除く。)

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 35 条—第 37 条 略

（市民税の申告）

第 37 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震

保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）~~若しくは同条第 4 項~~、同条第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 37 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 37 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 26 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
- 3 市長は、法第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書が 1 月 31 日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第 1 項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第 1 項又は前項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 5 様式、第 5 号の 5 の 2 様式又は第 5 号の 6 様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第 1 項ただし書に規定する者（第 3 項の規定により第 1 項の申告書を提出す

- る義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
- 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第25条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第25条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- 第37条の3 第25条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第

3 項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第 1 項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第 2 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 37 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 2 第

1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第 1 項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 54 条の 9 第 3 項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第 4 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第 37 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 54 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支

払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 第 1 項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第 37 条の 3 の 4—第 94 条 略

第 4 節 市たばこ税

(製造たばこの区分)

第 95 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第 95 条の 2 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第 96 条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 482 条に規定する他の給付又は同法第 549 条若しくは第 553 条に規定する贈与若しくは同法第 586 条第 1 項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 11 条第 1 項若しくは第 20 条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第 2 項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。

（製造たばことみなす場合）

第 96 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第 97 条 たばこ税の課税標準は、第 95 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第 101 条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たば

この本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。）の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本のコストに相当する金額（たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率，一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率，法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

4 第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ご

との数量を乗じて得た重量を第 95 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第 3 項第 1 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前 2 項の計算に関し、第 4 項の製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 2 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 98 条—第 140 条 略

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第 141 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 33 年度分の市税から適用する。
ただし、市民税の税率は昭和 34 年度から、木材引取税の税率は昭和 33 年 7 月 1 日から適用する。

第 2 条—第 13 条 略

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自

動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 84 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 89 条及び第 90 条の規定を除く。）を適用する。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 13 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 95 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 95 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 96 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 97 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 95 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 6 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 6 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第 13 条の 3—第 31 条の 3 略

（石下町の編入に伴う経過措置）

第 32 条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町税条例（昭和 47 年石下町条例第 16 号）の規定により課した町税又は課すべき町税については、なお石下町税条例の例による。

2 編入日前に、石下町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前になされた石下町税条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお同条例の例による。

中略

附 則（令和 7 年条例第 20 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の常総市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 8 3 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年条例第 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 1 3 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 2 0 条及び第 2 0 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第 2 0 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 4 条の 2 及び第 3 7 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 7 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 7 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の常総市税条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、常総市税条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 常総市税条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

別表 略

◎議案第 18 号 常総市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業における設備及び運営に関する基準について、同法に基づく内閣府令で定める基準に従って条例で定めなければならないことから、これを制定しようとするものです。

法改正により創設された乳児等通園支援事業とは、誰でも通園制度と呼ばれ、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもも保育所等へ通園できる仕組みとなります。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に限定することなく、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて子どもの育ちを応援することを主な目的としている点に特徴があります。これまでは「保護者の目線から保育の必要性」によりお子さんをお預かりしていましたが、「子どもの目線から育ちを応援し、良質な成育環境を整備する」ことを目的として、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の政策とされています。

事業を実施する施設を認可するに当たり、条例において、事業者の一般原則、安全計画の策定、職員の要件、施設の面積等の基準に関しまして、内閣府令と同様の内容を規定することといたします。

◎議案第 19 号 常総市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、水海道市街地整備事業において、水海道児童センターと水海道公民館の次期施設としての水海道交流センターが複合施設として市街地に整備され、当該複合施設に水海道児童センターの機能を移転することに伴い、水海道児童センターの所在が変更になることから設置位置を改めるものです。

また、新たに設置される水海道児童センターは、体力の増進を図ることを目的としたスペースである屋内こども広場や工作室、リサイクル室など児童福祉法に基づくこれまでの機能を維持しつつ、運営面では同じ建物内に設置される水海道交流センターとの連携により多世代交流の拠点になる施設として期待されています。

このことから、当該施設が持つ複合施設としての特徴を生かし、利用者の更なる利便性の向上を図るため、規定される休館日や開館時間、利用対象者の範囲などを見直す改正も併せて行うものです。

○常総市児童館の設置及び管理に関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童館を次のとおり設置する。

名称	位置
常総市水海道児童センター	常総市水海道天満町 4-6-7-8 番地 常総市水海道宝町 3-3-7-2 番地 3
常総市三坂児童館	常総市三坂町 4-0-2 番地 1

(管理)

第 3 条 児童館は、常に良好な状態で管理し、利用者の福祉の増進を図るように運用しなければならない。

(事業)

第 4 条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童（児童福祉法第 4 条の児童をいう。以下同じ。）の集団指導
- (2) 児童の各種クラブ活動の育成指導
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童福祉法第 40 条に規定する目的を達成するための事業

(開館時間及び休館日)

第 5 条 児童館の開館時間及び休館日は、~~午前 8 時 30 分から午後 5 時まで~~次のとおりとする。

名称	開館時間	休館日
常総市水海道児童センター	午前 9 時から午後 6 時まで	(1) 毎月第 1 月曜日及び第 3 月曜日（当該日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

		<u>での日</u>
<u>常総市三坂児童館</u>	<u>午前8時30分</u> <u>から午後5時ま</u> <u>で</u>	(1) <u>日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日ま</u> <u>での日</u>

~~2 児童館の休館日は、次に掲げる日とする。~~

~~(1) 日曜日~~

~~(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日~~

~~(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）~~

~~3~~ 2 前2項前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（利用者の範囲）

第6条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

~~(1) 市内に居住する児童~~

(1) 児童及び児童に同伴する保護者。ただし、小学校就学前の児童については、保護者が同伴する者に限る。

(2) 児童の福祉増進事業に従事する個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

（利用の許可）

第7条 前条第2号及び第3号に規定する者が児童館を利用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に児童館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 設備等を独占し、児童の利用に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

（指定管理者による管理）

第9条 児童館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指

定手続等に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 12 号）の定めるところによる。

- 3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における~~第 5 条第 3 項~~
第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 号、第 7 条第 1 項及び前条第 3 号の規定の適用については、~~第 5 条第 3 項~~第 5 条第 2 項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 6 条第 3 号、第 7 条第 1 項及び前条第 3 号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

第 10 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 児童館の利用の許可に関する業務
 - (3) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が児童館の管理上必要と認める業務
- （指定管理者が行う管理の基準）

第 11 条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、適正に児童館の管理を行わなければならない。

（損害賠償義務）

第 12 条 利用者は、故意又は過失により児童館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（規則への委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
（重要な公の施設に関する条例の一部改正）
- 2 重要な公の施設に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「別表第 1 重要な公の施設」を「別表第 1 重要な公の施設（第 2 条関係）」に改め、同表に次の 1 号を加える。
(10) 児童館

別表第 2 中「別表第 2 長期かつ独占的な利用」を「別表第 2 長期かつ独占的な利用（第 2 条関係）」に改める。

別表第 3 中「別表第 3 特に重要な公の施設」を「別表第 3 特に重要な公の施設（第 3 条関係）」に改める。

別表第 4 中「別表第 4 長期かつ独占的な利用又は廃止」を「別表第 4 長期かつ独占的な利用又は廃止（第 3 条関係）」に改める。

中略

附 則（平成 17 年条例第 22 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から，第 2 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から，第 3 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は，公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

◎議案第 20 号 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例について

本案は、老朽化が進む水海道公民館の次期施設として、民間事業者が大規模な改修を行った既存の建物の一部を賃貸借した上で、地方自治法第 244 条の規定による公の施設として住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、新たにその設置及び管理に関して必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。

民間事業者から賃貸借する建物は、大規模な改修によって公民館としての機能を有する多目的ルームやオープンギャラリー、研修室、クッキングスタジオ等が配置されるほか、水海道児童センターとして別に賃貸借するスペースがフロアの一部を占めるとともに、貸店舗として 2 つの商業テナントも併設された複合施設となります。これらの施設が市民の広場に隣接する広大な建物内に開設されることによりまして、多くの世代の市民が大勢集う交流拠点となり、賑わいを創出するためのシンボリックな建物として、中心市街地の活性化をけん引していく効果が期待されます。

このため、新たな施設の利用に関して、公民館として住民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関することに限定せず、営利を目的とした事業等にも広く活用できるようにするため、公の施設として位置付けた上で、名称を「水海道交流センター」として開設することといたします。

これによりまして、条例中には、利用の許可に関する規定等のほか、使用料の規定を盛り込むとともに、公共又は地域の団体による利用の場合における減免の規定、指定管理者による管理に関する規定を設けることといたします。

○議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例

昭和 39 年 12 月 26 日

条例第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 11 号及び第 244 条の 2 第 2 項に規定する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な公の施設)

第 2 条 法第 96 条第 1 項第 11 号の条例で定める重要な公の施設は、別表第 1 に、同号の条例で定める長期かつ独占的な利用は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(特に重要な公の施設)

第 3 条 法第 244 条の 2 第 2 項の条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものは、別表第 3 に、同項の条例で定める長期かつ独占的な利用又は廃止は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

中略

附 則（令和 7 年条例第 16 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

重要な公の施設

- (1) 斎場
- (2) 公民館
- (3) 集会所
- (4) 図書館
- (5) 社会体育施設
- (6) 公園

- (7) 児童館
- (8) 自然休養村施設
- (9) 保健センター
- (10) 福祉会館
- (11) 隣保館
- (12) 心身障害者福祉センター
- (13) 生涯学習センター
- (14) 風土博物館
- (15) 児童デイサービスセンター
- (16) 総合福祉センター
- (17) 文化センター
- (18) 民俗資料館
- (19) 地域交流センター
- (20) 市民コミュニティホール
- (21) 道の駅地域振興施設
- (22) 市民の広場
- (23) 水海道交流センター

別表第 2（第 2 条関係）

長期かつ独占的な利用

別表第 1 に掲げる公の施設について 1 年以上の期間にわたり，かつ，独占的な利用をさせること。

別表第 3 略

別表第 4 略

○常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例

平成 20 年 3 月 28 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等による公共施設の使用を制限することにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 法第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則等に定める施設をいう。

(使用の制限)

第 3 条 市は、当該公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

- 2 市は、既に公共施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和 7 年条例第 16 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- 1 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年水海道市条例第 9 号）
- 2 常総市立学校設置に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 28 号）
- 3 常総市都市公園条例（昭和 41 年水海道市条例第 41 号）
- 4 常総市吉野公園条例（昭和 44 年水海道市条例第 1 号）
- 5 常総市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年水海道市条例第 19 号）
- 6 常総市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 5 号）
- 7 水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 9 号）
- 8 常総市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 55 年水海道市条例第 10 号）
- 9 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年水海道市条例第 13 号）
- 10 常総市立集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年水海道市条例第 6 号）
- 11 常総市隣保館の設置及び管理に関する条例（平成元年水海道市条例第 6 号）
- 12 常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年水海道市条例第 3 号）
- 13 常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年水海道市条例第 13 号）
- 14 常総市風土博物館条例（平成 13 年水海道市条例第 8 号）
- 15 常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 14 年水海道市条例第 27 号）
- 16 常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例（平成 15 年水海道市条例第 22 号）
- 17 常総市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 89 号）
- 18 常総市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 119 号）

- 19 常総市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第146号）
- 20 常総市民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第149号）
- 21 常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）
- 22 常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第159号）
- 23 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例（令和3年常総市条例第23号）
- 24 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第16号）
- 25 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第 号）
- ~~25~~ 26 常総市庁舎等管理保全規則（昭和38年水海道市規則第8号）

◎議案第 2 1 号 常総市営住宅設置条例の一部を改正する条例について

常総市営住宅は、団地敷地の有効活用と良質な住宅ストックの形成に向けて、地域の住宅需要に対応した総合的な活用方針を設定する「常総市営住宅長寿命化計画」に基づき維持管理を行っております。この計画の中で、老朽化した木造及び簡易耐火構造の市営住宅については、建替えや用途廃止等の活用手法を適切に選択し、入居者の移転方針を定めて段階的な建替え・用途廃止を図っていく必要があるとしております。

常総市営住宅のうち向石下台住宅は、昭和 4 0 年度に建設された木造平屋建の建築物で、耐用年数 3 0 年に対して 6 0 年が経過し、著しく老朽化が進んでおり、常総市営住宅長寿命化計画において、入居者が退去次第、解体するものと位置付けております。

この条例は、令和 6 年 1 2 月に向石下台住宅の入居者がすべて退去したことから、その用途を廃止する改正を行うものです。

今後も、地域需要のバランスを踏まえつつ、耐用年数を経過し老朽化が進んでいる団地については、防災・防犯性を考慮して順次用途廃止を図り、住宅ストックの適正化を進めてまいります。

○常総市営住宅設置条例

昭和 39 年 12 月 26 日

条例第 44 号

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）及び公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の規定に基づき、別表のとおり常総市営住宅を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

中略

附 則（令和 3 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

住宅名	位置
千代田団地	常総市中妻町 4 1 9 番地 3 常総市中妻町 3 9 1 番地
八間堀団地	常総市水海道橋本町 3 6 3 7 番地
富士見団地	常総市水海道橋本町 3 1 8 9 番地 1
さくら団地	常総市水海道橋本町 3 3 1 9 番地 1
水海道シティハイツ	常総市水海道山田町 1 5 0 2 番地 1 0
南石下住宅	常総市大房 2 2 1 番地 1
岡田住宅	常総市岡田 4 9 6 番地 6
向石下台住宅	常総市向石下 5-4-4 番地 2

◎議案第 22 号 常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

本案は、国土交通省が定める標準下水道条例が改正されたことから、常総市公共下水道条例についても同様の改正を行うほか所要の改正を行うものです。

排水設備等の新設等の工事は、規則で定める軽微な工事又は日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事を除き、市長の指定を受けた者、いわゆる指定工事店でなければ行ってはならないとされております。

一方で、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことで、工事を行うことができる指定工事店が不足したことにより、排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、国において、被災地での排水設備等の工事等を円滑に実施するため、「災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことを可能とする規定」を加える改正が行われたことから、常総市公共下水道条例についても同様の改正を行うものです。

○常総市公共下水道条例

平成 14 年 3 月 27 日

条例第 10 号

水海道市公共下水道条例（平成 10 年水海道市条例第 23 号）の全部を改正する。

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市の設置する公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条・第 3 条 略

第 2 章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第 4 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ますその他の排水施設（以下「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所へ規則で定める工事の実施方法により固着させること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認

めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄の内径及び勾配を有する排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものの内径は、75 ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	排水管	
	内径（ミリメートル）	勾配

150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認

めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、~~排水渠~~^{きよ}排水渠の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄の内径及び勾配を有する排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管	
	内径 (ミリメートル)	勾配
200未満	100以上	100分の2.0以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1.0以上

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより市長に申請し、その確認を受けなければならない。ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定により確認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更については、あらかじめ、その旨を届け出ることをもって足りる。

3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、その工事の中止を命じ、かつ、前2項の確認を受けさせるものとする。

第 3 章 排水設備等の工事の事業に係る指定

(排水設備指定工事店の指定)

第 6 条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 法第 25 条の 17 又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 7 号）第 18 条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

(3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から 5 年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

第 7 条 前条第 1 項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。

2 前条第 1 項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び住所並びに第 9 条第 1 項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第 1 項第 4 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をい

う。)の写し

- (3) 選任することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証（茨城県下水道協会会長が交付したものをいう。）の写し
- (4) 次条第1項第2号で定める設備及び機械器具を有することを証する書類
- (5) 納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定の基準)

第8条 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

- (1) 営業所ごとに、次条第2項の規定により主任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。
- (3) 茨城県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。

第9条—第32条 略

(占用許可の基準)

第33条 市長は、公共下水道の排水施設の^{きよ}暗渠である構造の部分に電線及び令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の規定による申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び^{きよ}暗渠^{きよ}暗渠の管理上支障のない箇所であること。
- (2) 電線等を設置する^{きよ}管渠^{きよ}管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として1パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び^{きよ}暗渠^{きよ}暗渠の管理上支障のない本数であること。
- (3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
- (4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、^{きよ}暗渠^{きよ}暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。
- (5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共下水道の管理上支障とならないものであること。

第34条—第40条 略

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2—7 略

中略

附 則 (令和6年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の表の改正規定(「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 略

◎議案第 2 3 号 市道の路線の廃止について（西 9 3 6 号線）



路 線 名	起 点		終 点
西 9 3 6	古間木 1 2 1 0		古間木 1 2 1 1
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	5 4 . 7 8 m	1 . 0 0 m	1 . 0 0 m

◎議案第 2 4 号 市道の路線の廃止について（西 9 9 3 号線）



路 線 名	起 点		終 点
西 9 9 3	古間木 8 1 3		古間木 7 9 8
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	1 4 5 . 6 5 m	1 . 8 0 m	1 . 8 0 m

◎議案第 27 号 令和 6 年度常総市下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について

下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

企業の毎事業年度の営業活動の結果、損益取引により生じた剰余金を「利益剰余金」といい、これは、特定の目的を持つ積立金として処分するか否かにより、「未処分利益剰余金」と「積立金」（処分済利益剰余金）に分類されるもので、「未処分利益剰余金」はまだ特定の用途目的を与えられていない白紙のままの利益であるとされております。

地方公営企業における利益の処分については、地方公営企業法の規定により議会の議決を経て行うこととなっており、これらによる処分として積立金への積立てや資本金への組入れなどがございます。

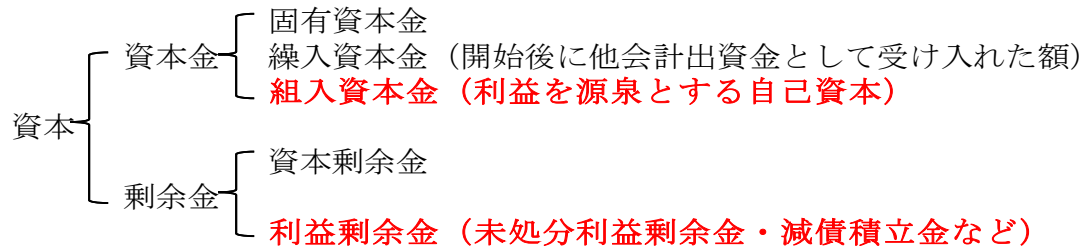
令和 5 年 9 月定例会議の議決を経まして、令和 4 年度末時点の未処分利益剰余金 1 億 2 千 7 百 8 4 万 7 千 4 百 3 6 円を、企業債の償還の財源に充てるため、減債積立金に積み立てました。その後、令和 6 年度にこの減債積立金の一部 7 千 9 百 9 5 万 6 千円を財源として、企業債の償還を行いました。

公営企業会計制度では、減債積立金を使用して企業債の償還を行った場合、使用した額に相当する額は再び未処分利益剰余金となります。この未処分利益剰余金は減債積立金としての目的を果たしており、今後活用することができないものとなっております。

よって、適切な資金管理の観点から、この未処分利益剰余金を資本金への組入れを行おうとするもので、地方公営企業法の規定により決算の認定に併せて、未処分利益剰余金の処分についての議決をお願いするものであります。

1 資本とは

資本とは、総資産額から総負債額を差し引いた残額であり、資本金と剰余金に区分されます。



2 利益剰余金とは

利益剰余金は、未処分利益剰余金と減債積立金などに区分されます。

3 未処分利益剰余金とは

毎事業年度において発生した純利益が積み重なったもので、特定の使用目的を与えられていないものをいいます。

令和4年度決算を例に説明します。

費用	収益
利益	

左の図は、損益計算書のイメージとなり、決算時において、収益から費用を差し引いたものが利益となります。

収益	
営業収益	349,654,420 円
営業外収益	1,070,741,900 円
特別利益	3,351,000 円
計	1,423,747,320 円

費用	
営業費用	1,244,839,679 円
営業外費用	126,706,074 円
計	1,371,545,753 円

＝	利益	収益－費用＝	(52,201,567 円)
---	----	--------	----------------

令和4年度決算における当年度純利益は、5千2百20万1千5百67円となり、令和3年度における繰越利益剰余金7千5百64万5千8百69円を加えた令和4年度末時点での未処分利益剰余金の額は、1億2千7百84万7千4百36円となりました。

4 減債積立金への積立て

積み上がった未処分利益剰余金を下水道事業の運営に活用するためには、使途目的ごとに積立てをする必要があります。

当市では、令和5年9月定例会議の議決を経て、令和4年度末時点の未処分利益剰余金1億2千7百84万7千4百36円を減債積立金に積み立てました。

5 企業債の償還

減債積立金を財源として、令和6年度に7千9百95万6千円の企業債の償還を行いました。

適切な資金管理の観点から、この7千9百95万6千円については、利益剰余金の区分から除外し、資本金に組み入れることが必要となります。

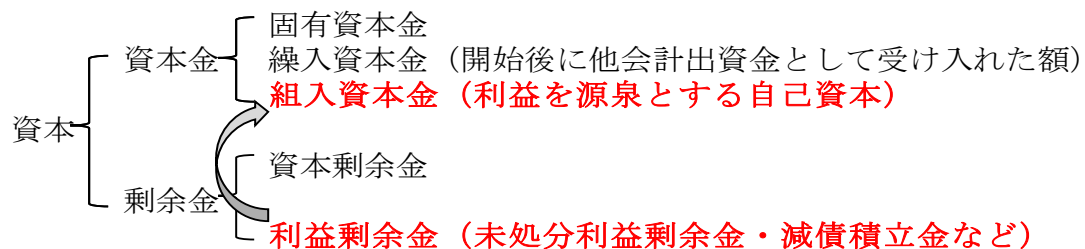
6 資本金とは

資本金は、下記のとおり区分されます。

- ①固有資本金 事業開始当初時点での資産から負債（非償却資産の取得財源となった資本剰余金を含む。）を控除した差額
- ②繰入資本金 開始後に他会計出資金として受け入れた額
- ③組入資本金 利益を源泉とする自己資本

7 資本金への振替

企業債の償還として活用した7千9百95万6千円分について、利益剰余金の区分から自己資本（組入資本金）に振り替えるものとなります。



◎地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ

なければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

令和 6 年度 常総市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,662,841,178	744,222,760	175,318,431
議会の議決による処分数額	79,956,000	0	△ 79,956,000
資本金への組入れ	79,956,000	0	△ 79,956,000
条例による処分数額	0	0	0
処理後残高	1,742,797,178	744,222,760	(繰越利益剰余金) 95,362,431